

京丹後市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成26年度に実施した監査の結果を、次のとおり公表します。

平成26年6月17日

京丹後市監査委員 東 幹 夫

京丹後市監査委員 岡 田 修

1 監査の種類

工事監査（地方自治法第199条第5項の規定による監査）

2 監査の対象

平成25年度施工で、工事請負費が3,000万円以上の工事を中心に、規模・重要性・特殊性等を考慮し、次の5件を抽出した。

工 事 名	契約日	工事期間	契約額(千円)	施工場所
① 新規就農者滞在施設建設工事(建築主体工事)	H25.10.7	H25.10.8 ～H26.3.31	78,800	弥栄町 和田野
② 市民太陽光発電所整備工事	H25.9.30	H25.10.1 ～H26.3.25	335,055	大宮町河辺 網野町網野
③ 市道大門橋本線道路改良工事	H25.7.10	H25.7.11 ～H25.12.9	31,511	丹後町徳光
④ 神谷浄水場新設工事	H25.7.19	H25.7.20 ～H26.3.25	283,640	久美浜町 口馬地
⑤ 小規模公共事業 中大道線修繕工事 久僧中浜線側溝修工事 東山線修繕工事		H25.10.15 ～H25.12.20 H25.10.15 ～H25.12.20 H25.10.15 ～H25.12.20	300 294 263	丹後町竹野 丹後町久僧 丹後町間人

3 監査の期間

平成26年4月28日から平成26年6月16日まで
(監査実施日：平成26年5月26日～27日)

4 監査の方法

工事に係る事務事業の執行が、法令等の定めるところに基づき適正に行われているか、また合理的かつ効率的に行われているかなどについて、関係書類の提出を求め、書面審査及びヒアリング並びに現地確認により監査を行った。

5 監査の項目

- (1) 計画について
- (2) 設計図書について
- (3) 契約状況について
- (4) 施工状況について
- (5) 維持管理状況について

6 監査の結果

各工事の計画、管理、施工、検査及び全般的な事務処理等は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、工事別の内容は次のとおりである。

① 新規就農者滞在施設建設工事（建築主体工事）

ア 工事の概要等

京都府次世代型農業経営者育成アクションプランに基づき、平成25年7月に京都府と共同で「丹後農業実践学舎」が設置され、研修生を広く市内外から募集できる環境を整備するため滞在施設を建設するもので、旧和田野保育所を改修した共同棟と新規に建設した宿泊棟の整備工事である。

共同棟は木造1階建、延床面積125.32㎡で、宿泊棟は木造2階建、10室、延床面積299.91㎡である。各部屋は同じ大きさのワンルーム形式で1室12㎡、台所9㎡にトイレ、ユニットバス、エアコン、照明器具、IHキッチン台（2口）下水道が完備されている。

イ 意見

完成した施設には2期生となる学舎生8名が平成26年4月から入居している。学舎生は2年間の研修予定となっており、既に10室のうち8室に入居されているため、来年の3期生の受け入れに不足を生じることが懸念される。空家等を活用するなど他施設の利用も考慮され受け入れに支障がでないよう取り組まれない。

併せて、施設の維持管理を適切に行っていただくとともに、周辺についても草

刈等を実施し環境に配慮した管理保全に努められたい。

また、書類審査において現場代理人届等の文書について受付処理ができていないものが見受けられた。契約担当課と調整し適切に処理されたい。

② 市民太陽光発電所整備工事

ア 工事の概要等

本市が進めるさまざまな再生可能エネルギー施策の第一歩として、市民太陽光発電所事業特別会計を設置し、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法による再生可能エネルギー固定価格買取制度を利用した太陽光発電事業に取り組むため、太陽光発電施設の整備工事である。

太陽光パネル及びパワーコンディショナーを設置する工事が大宮地区と網野地区の2か所で実施された。大宮地区は出力規模334kW、太陽光パネル1,336枚、パワーコンディショナー260kW、網野地区は出力規模656kW、太陽光パネル2,624枚、パワーコンディショナー510kWの太陽光発電施設が整備された。

イ 意見

太陽光発電事業は平成25年度で整備した発電施設を20年間稼働し、発電による売電収入により当初の建設費用及び維持管理経費を賄い、更に収入に剰余が出た場合は一般会計へ繰り出しを行い、再生可能エネルギー施策の推進を図る計画である。

工事はプロポーザル方式により当初建設費用に加え、設置後20年間に亘って安定的に発電できローコストで維持管理が容易である提案が採用されている。また、両地区とも太陽光パネル等の施設は塩害対応のものが採用され、経年劣化による発電能力の低下を抑えた施設となっている。

市民からも注目されている事業であり長期に亘り採算性を問われる施設となっているため、高いコストパフォーマンスが継続して発揮できるよう、冬季の除雪や夏場の草刈など適切な維持管理が図られるとともに、再生可能エネルギー施策の推進に寄与する施設となるよう努められたい。

また、書類審査において現場代理人届等の文書について受付処理ができていないものが見受けられた。契約担当課と調整し適切に処理されたい。

③ 市道大門橋本線道路改良工事

ア 工事の概要等

市道大門橋本線は市民の生活道路として重要な路線であるが、幅員が4.0m程度と狭く側溝等の排水設備も未整備であり通行に支障をきたしている。また、洪水時には路面高が低いため何度も浸水被害を受け通行不能となっている。本路線を改良整備することにより、通行の安全確保と市民生活の利便性の向上が図られる。

工事は平成24年度橋梁部分を整備し、平成25年度で道路拡幅、水路整備、道路舗装等を実施し全区間完成となった。工事内容は道路延長296m、水路延長538m、区画線延長594m、舗装面積1,807㎡の市道改良である。

イ 意見

道路幅を6.0mに拡幅するとともに道路高も70cm程度嵩上げされ、浸水対策にも配慮した工事となっている。また、道路側溝も整備され排水対策も講じられていたが、現場確認を行ったところ道路肩が雨水により浸食されている箇所があった。路肩の法面は張芝が施工されていたが芝が十分成長する前に浸食されたものと考えられ芝が成長すれば大丈夫と考えられる。浸食部分については早期に復旧され適切な維持管理に努められたい。

また、書類審査において外部機関からの文書等について受付処理ができていないものが見受けられた。京丹後市文書規程に則り適正に処理されたい。

④ 神谷浄水場新設工事

ア 工事の概要等

神谷、河梨、口馬地、奥馬地、三谷、奥三谷、甲坂、河内地区の簡易水道を統合し久美浜西部簡易水道が平成24年度に創設された。エリア内にある6か所の浄水場を神谷浄水場と三谷浄水場の2か所とし施設及び経営の合理化を図る計画で、今回の工事は神谷浄水場を新しく整備する工事である。なお、三谷浄水場については平成26年度で設計及び用地買収等を実施し、平成27年度で施設整備をする予定となっている。

工事はパッケージ型の急速ろ過機を2台設置するもので、取水井築造、管理棟築造（鉄骨造1階建、建築面積189.75㎡）、薬品注入設備、送水ポンプ設備、電気計装設備等が整備された。施設については4月から試運転を行い水質検査等で飲料水としての水質基準を確認して6月から稼働する予定である。

イ 意見

パッケージ型浄水機を建物内に設置する施設となっており、屋外設置に比べ維持管理が容易であるとともに、将来に亘っての管理経費も軽減されるよう配慮されていた。管理棟については夏場に室内温度の上昇が考えられるため、換気扇の活用や空気の入替え等の適正な管理を望むものである。

安全でおいしい水道水を安定して市民に供給できるよう本施設の適切な維持管理に努められたい。

また、書類審査において現場代理人届等の文書について受付処理ができていないものが見受けられた。契約担当課と調整し適切に処理されたい。

⑤ 小規模公共事業

ア 工事の概要等

本事業は近年における地域からの要望の増大にかんがみ、地区要望のうち小規模の公共事業について、行政と地域が協働して実施箇所、実施方法、優先順位などを検討し、市民局と地域住民が主体となって速やかに事業を実施し、安心安全な生活環境の保全と地区要望の実現促進を図るものである。平成25年3月に京丹後市地域協働型小規模公共事業実施要領が策定され、平成25年度から新しい取り組みとして当初予算で予算化され事業を実施している。

事業は市内全域で実施されたが、今回は丹後市民局が実施した11か所の小規模公共事業のうち3か所を監査対象とした。

工事は、道路側溝の修繕が2か所、道路舗装の修繕が1か所である。

イ 意見

事業の実施がいずれも10月の発注で完成が12月となっている。本事業の強みは、要望に対して迅速に対応し短期間で事業完了できることであり、早期の着手が望まれる。

また、本事業は30万円未満の修繕等の工事であり京丹後市契約規則では、実施にあたり見積書、契約書を省略できることとなっている。事務の軽減と効率化を図るうえで施工業者に口頭発注して工事が施工されているが、その発注の経過や発注内容(工事内容)、施工時の協議経過等書類が未作成で事務処理されており、完成検査実施時に発注者として工事内容や請求書の積算内容の確認及び把握が困難な状況であった。工事の適切な施工を進めるうえで、発注にあたって見積書の提出を求め工種や金額の確認を行うような事務改善が図られるよう努められたい。